

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人日本スペイン協会（以下「本協会」という。）定款第13条及び第26条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本協会は、役員等に職務執行の対価として勤務の態様に応じ報酬を支給することができる。

- 2 代表理事及び業務執行理事には法人の業務を執行する対価として報酬を支給することができる。
- 3 役員等には会議出席の都度、会議謝金を支給することができる。
- 4 役員等に協会より特別の任務を委嘱した場合は、その都度、別表の報酬を支給することができるが、法人の業務を執行する者に特別の任務を委嘱する場合の報酬は、第4条第1項が指す別表の総額には含まれない。

(報酬等の額の決定)

第4条 代表理事及び業務執行理事に対する法人の業務を執行する対価としての報酬は、別表のとおりとする。

- 2 役員等に対する会議謝金は、別表のとおりとする。
- 3 役員等に協会より特別の任務を委嘱した場合の報酬は、その都度、別表のとおりとする。

(報酬等の支給方法)

- 第5条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 常勤役員に対する報酬は、年間報酬額を定める場合を含め月額をもって毎月の定まった日に支払うものとし、非常勤役員および評議員に対する報酬は勤務の態様に応じ、年間報酬額を定める場合を含め月額又は必要の都度定額をもって支払うことができる。
 - 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

(費用)

- 第6条 本協会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

- 第7条 本協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

- 第8条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

- 第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

- (1) この規程は2020年1月16日より施行する。
- (2) 2022年9月29日 一部改正。
- (3) 2022年10月29日 一部改正。

(別表)

- (1) 代表理事及び業務執行理事に対する法人の業務を執行する対価としての報酬

代表理事及び業務執行理事全員の報酬総額は、年間 440 万円の範囲内で代表理事が個別に定めるものとする。

(2) 役員等に対する会議謝金

会議謝金は、一回当たり一律 1 万円とする。

(3) 役員等に対する特別の任務を委嘱した場合の報酬

役員等の報酬総額は、本協会年間経常収益の 30%以内の範囲内で代表理事が個別に定めるものとする。

以上